

排水

公共下水道への排水水質基準

「国土交通省 下水道法施行令 第9条」に基づく

有害項目

No.	項目	基準値
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ以下
2	シアン化合物	1 mg/ℓ以下
3	有機リン化合物	1 mg/ℓ以下
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
5	六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ以下
6	ヒ素及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/ℓ以下
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
12	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下
13	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下
20	チウラム	0.06 mg/ℓ以下
21	シマジン	0.03 mg/ℓ以下
22	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下
23	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
25	ほう素及びその化合物	10(230) mg/ℓ以下 ※2
26	ふっ素及びその化合物	8(15) mg/ℓ以下 ※2
27	1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下
28	ダイオキシン類 ※1	10 pg/ℓ以下

環境項目等

No.	項目	基準値
1	温度	45℃未満
2	pH	5を超え9未満
3	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/ℓ未満
4	浮遊物質量(SS)	600 mg/ℓ未満
5	鉱油類含有量	5 mg/ℓ以下
6	動植物油脂類含有量	30 mg/ℓ以下
7	ヨウ素消費量	220 mg/ℓ未満
8	フェノール類	5 mg/ℓ以下
9	銅及びその化合物	3 mg/ℓ以下
10	亜鉛及びその化合物	2 mg/ℓ以下
11	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ以下
12	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ以下
13	クロム及びその化合物	2 mg/ℓ以下
14	アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量※3	380 mg/ℓ未満
15	窒素含有量 ※3	240 mg/ℓ未満
16	リン含有量 ※3	32 mg/ℓ未満

都道府県、政令都市により上記基準に上乘せ、横乗せ基準があることがある。

※1 …ダイオキシン類はダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に限り適用となる。

※2 …海域を放流先とする下水道への排出の場合は()の基準値となる。

※3 …大阪市は該当しない。